

農業水利施設の 保全の手引き

皆さんの農業水利施設は安心して使える状況にありますか？
健全な施設なしに、安定した農業経営は成り立ちません。

1. 農業水利施設の老朽化が進んでいます。
2. 突発的な事故は増加傾向にあり、営農に支障が出る事例も発生しています。
3. 「壊れてから直す」ではなく、「壊れないように点検・補修し、長く使う」ことが重要です！

農業水利施設の保全の手順



水路の草刈り、泥上げ



水路・ゲートの点検



水路の目地補修



ポンプの部品交換



水路の表面補修



頭首工の調査

目 次

1.	兵庫県の農業水利施設の現状	P 2
2.	農業水利施設の保全の考え方	P 2
3.	ステップ1 日常管理 (主な支援制度・事業 下記10のA)	P 3
4.	ステップ2 点検・診断調査 (主な支援制度・事業 下記10のA・B)	P 4
5.	ステップ3 補修・補強などの予防保全対策 (主な支援制度・事業 下記10のA・C・E)	P 5
6.	ステップ4-1 管理省力化などの機能向上対策 (主な支援制度・事業 下記10のD・F・G)	P 6
7.	ステップ4-2 施設の単純な更新 (主な支援制度・事業 下記10のC・D・E)	P 7
8.	安全対策 (主な支援制度・事業 下記10のA・C)	P 8
9.	突発事故対応 (主な支援制度・事業 下記10のC・E)	P 8
10.	支援制度・事業の紹介	
A	多面的機能支払交付金制度	P 9
B	土地改良区体制強化事業（施設の診断・管理指導）	P11
C	土地改良施設維持管理適正化事業	P12
D	基盤整備促進事業	P14
E	ストックマネジメント事業	P15
F	県営かんがい排水事業	P16
G	農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）	P17

注) 一般的に農業水利施設にはため池を含みますが、本冊子では対象外としています。
ため池の保全については県ホームページから「ため池管理・点検の手引き」を検索願います。

農業水利施設を下の様な状態のままにしておくと、 いつ壊れて営農に支障が出るかわかりません！



コンクリート水路の摩耗により、
骨材が露出、壁の一部が破損



鋼製ゲートの腐食が進行し、操作が
困難



ポンプのパッキン劣化による水漏れ



頭首工（ゴム堰）の袋体の磨耗によ
り一部が破損



頭首工（鋼製）の塗装劣化、腐食に
より扉体の底部が一部破損



安全施設（転落防止柵）の破損

1. 兵庫県 の 農業 水利 施設 の 現状

本県の農業水利施設は、戦後の食糧増産の時代から農業近代化の時代（昭和 20 年代～40 年代）にかけて集中的に整備されてきました。この間、多くのダムや頭首工が整備され、これら水源施設から続く用排水路は、総延長約 16,600km にのぼっています。

このうち標準耐用年数の半分を経過した施設が用排水路では 7 割、用排水機場では 9 割に達しており、施設の老朽化による突発的な故障や破損等は増加傾向にあります。

【表 1：農業農村整備事業等で造成した県内の主な農業水利施設】

施設区分	造成施設数（耐用年数）	耐用年数の半分を経過した施設数（割合）
ダム	27 カ所（80 年）	22 カ所（81%）
頭首工	459 カ所（50 年）	370 カ所（81%）
用排水機場	744 カ所（20 年）	713 カ所（96%）
用排水路	約 16,600 km（40 年）	約 12,800 km（77%）

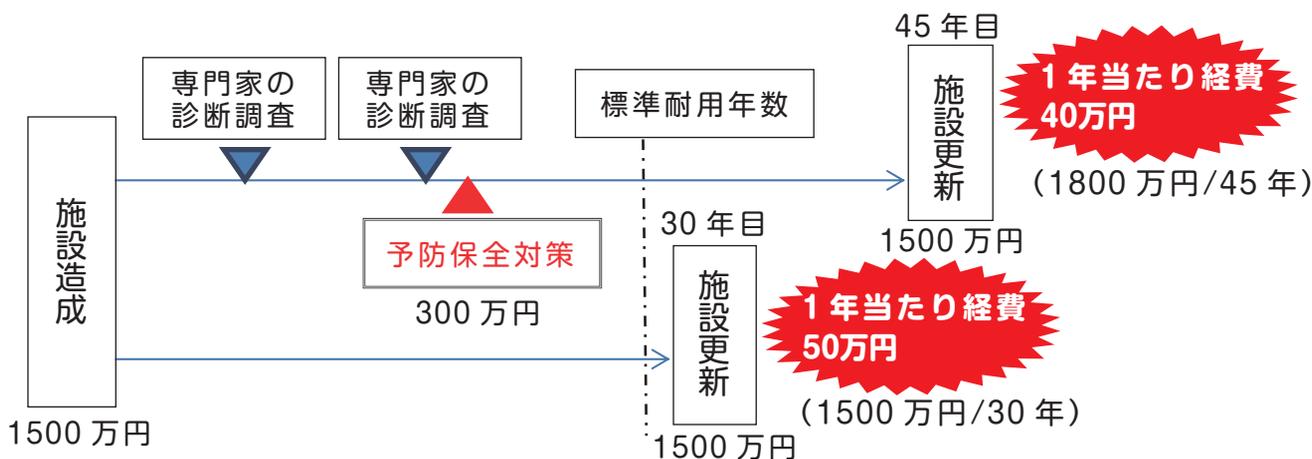
【表 2：突発事故の発生状況】

事故の状況	平成 19 年度		復旧費用は 2倍に増大	平成 29 年度	
	件数	復旧費用（千円）		件数	復旧費用（千円）
パイプラインの破裂	25	16,681	→	26	17,622
施設の故障・破損	4	5,439		10	24,568
計	29	22,120		36	42,190

2. 農業 水利 施設 の 保全 の 考え方

多くの農業水利施設で老朽化が進んでいることから、施設ごとに点検・診断と保全計画の策定を行い、全面更新が必要となる前に予防的な工事を行うなど、適切な時期に対策を施すことによって施設の長寿命化を図ります。

【図：施設の長寿命化のイメージ】



3. ステップ1 日常管理

～ 日常管理を適切に行うことがとても大切です ～

(1) 水路の管理



水路の草刈り、泥上げ



水路ゲートの塗装・清掃

(2) 用排水機（ポンプ）の日常管理



用水ポンプのパッキンの交換



用水ポンプの配管の塗装

(3) 頭首工の日常管理



取水口付近のゴミの除去



頭首工管理橋の塗装

主な支援制度・事業の紹介

A 多面的機能支払交付金制度 P 9

4. ステップ2 点検・診断調査

～自らの点検と専門家による診断調査により施設の状態を把握しましょう～

(1) 水路の点検・診断調査



水路の目地部の点検



水路の側壁の粗骨材剥落及び
底盤のひび割れ点検確認

(2) 用排水機（ポンプ）の点検・診断調査



操作盤の点検



用水ポンプの絶縁診断

(3) 頭首工の点検・診断調査



頭首工（ゴム堰）袋体
表面硬度診断



頭首工（鋼製）ゲートの
油圧シリンダー点検確認

主な支援制度・事業の紹介

- A 多面的機能支払交付金制度…………… P 9
- B 土地改良区体制強化事業（施設の診断・管理指導）…………… P11

5. ステップ3 補修・補強などの予防保全対策

～ 点検等の結果に基づいた対策に取り組みましょう ～

(1) 水路の補修・補強



水路の目地補修（コーキング）



水路の表面被覆工法（無機系）
ポリマーセメントモルタル

(2) 用排水機（ポンプ）の補修・補強

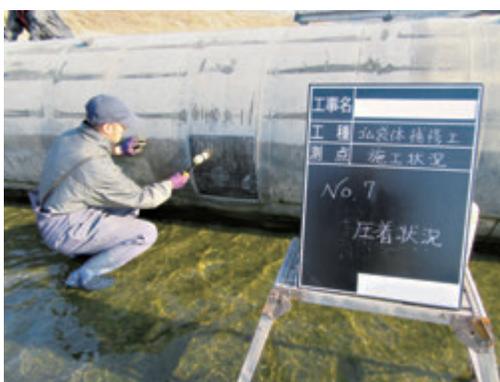


用水ポンプの部品交換



排水ポンプの分解・更新

(3) 頭首工の補修・補強



頭首工（ゴム堰）袋体のパッチ当て補修



鋼製ゲート扉体の塗装

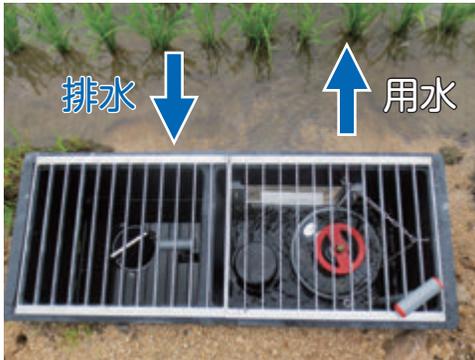
主な支援制度・事業の紹介

A 多面的機能支払交付金制度	P 9
C 土地改良施設維持管理適正化事業	P12
E スtockマネジメント事業	P15

6. ステップ4-1 管理省力化などの機能向上対策

～ 最新の技術を取り入れ、施設管理費・労力を削減！ ～

(1) 水路の機能向上



用水と排水機能が一体になった給排水施設の設置により、水管理労力が1割に低減

トピックス

土地改良法の改正 (H29) により、技術革新等による機能向上を伴う土地改良施設の更新事業は、土地改良区の総代会の議決をもって実施可能となりました (組合員の同意徴集不要)。

(2) 用排水機ポンプの機能向上



減圧ラインの新設により、パイプラインにかかる圧力を軽減することで破損件数を2割に低減



ポンプの小型化 (陸上1台→水中2台) により、整備費を7割に低減

(3) 頭首工等の機能向上



頭首工の遠隔操作システムの導入により遠隔地からのゲート操作が可能



統合して改修することにより、施設管理費・労力を削減

主な支援制度・事業の紹介

D	基盤整備促進事業	P14
F	県営かんがい排水事業	P16
G	農村地域防災減災事業 (用排水施設整備事業)	P17

7. **ステップ4-2** 施設の単純な更新

～ 更なる長寿命化や機能向上が図られない場合の最終対策 ～

留意事項：施設を現状どおり単純に更新するべきか、下記に留意することが必要です。

1. 施設造成時からの受益農地面積や営農形態（個別営農から集落営農等）、施設の役割（用水路の雨水排水機能）等の変化
2. 将来の施設管理や利用を考えた省力化対策等の必要性

(1) 水路の更新



小規模な水路の更新
(鉄筋コンクリートフリユーム)



基幹的な水路の更新
(L型水路 + 底張りコンクリート)

(2) 用排水機の更新



排水ポンプの更新

(3) 頭首工の更新



頭首工（ゴム堰）袋体の水密ゴムの更新

主な支援制度・事業の紹介

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| C | 土地改良施設維持管理適正化事業 | P12 |
| D | 基盤整備促進事業 | P14 |
| E | ストックマネジメント事業 | P15 |

8. 安全対策

農村地域が都市化、混住化したことにより、農業用排水路への転落事故が全国的に発生しており、その防止対策が必要です。特に転落防止柵の破損等を放置し、事故が発生した場合、管理者責任が問われる場合もあります。



整備前

整備後

転落防止のための安全柵設置



整備前

整備後

転落防止のための水路蓋掛け

主な支援制度・事業の紹介

- A 多面的機能支払交付金制度…………… P 9
- C 土地改良施設維持管理適正化事業…………… P12

9. 突発事故対応

農業水利施設の老朽化が進行する中で、パイプラインの破裂等の突発的な事故は増加傾向にあり、平常時から積み立て等により復旧費用を準備しておくことが必要です。



パイプラインの破裂



水中ポンプの故障

主な支援制度・事業の紹介

- C 土地改良施設維持管理適正化事業…………… P12
- E スtockマネジメント事業…………… P15

10. 支援制度・事業の紹介

A 多面的機能支払交付金制度

地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道、ため池等）の質的向上を図る活動を支援します。

農地維持支払		資源向上支払	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動 ◆農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等 	対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開 等） ◆施設の長寿命化のための活動
			
農地のり面の草刈り	水路の泥上げ	水路のひび割れ補修	生物調査による啓発
			
ため池の草刈り	農道の砂利補充	田んぼダムの実施	農道の舗装

○ 多面的機能支払交付金の交付単価（単位 円／10 a）

都府県	①農地維持支払※7	②資源向上支払（共同※1, 2, 3）	①と②に取り組む場合	③資源向上支払（長寿命化※4, 5）	①、②及び③に取り組む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※8	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払（共同）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※7：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※8：畑には樹園地を含みます。

平成 26 年度から農業・農村の「多面的機能」の維持・発揮を図る活動を支援する日本型直接支払（多面的機能支払制度）がスタートしています。

活動組織を設立しましょう！

制度に取り組む場合は、活動組織を設立する必要がありますが、水利組合や土地改良区、自治協議会など、もともとある地域のつながりを活かして組織を設立することができます。

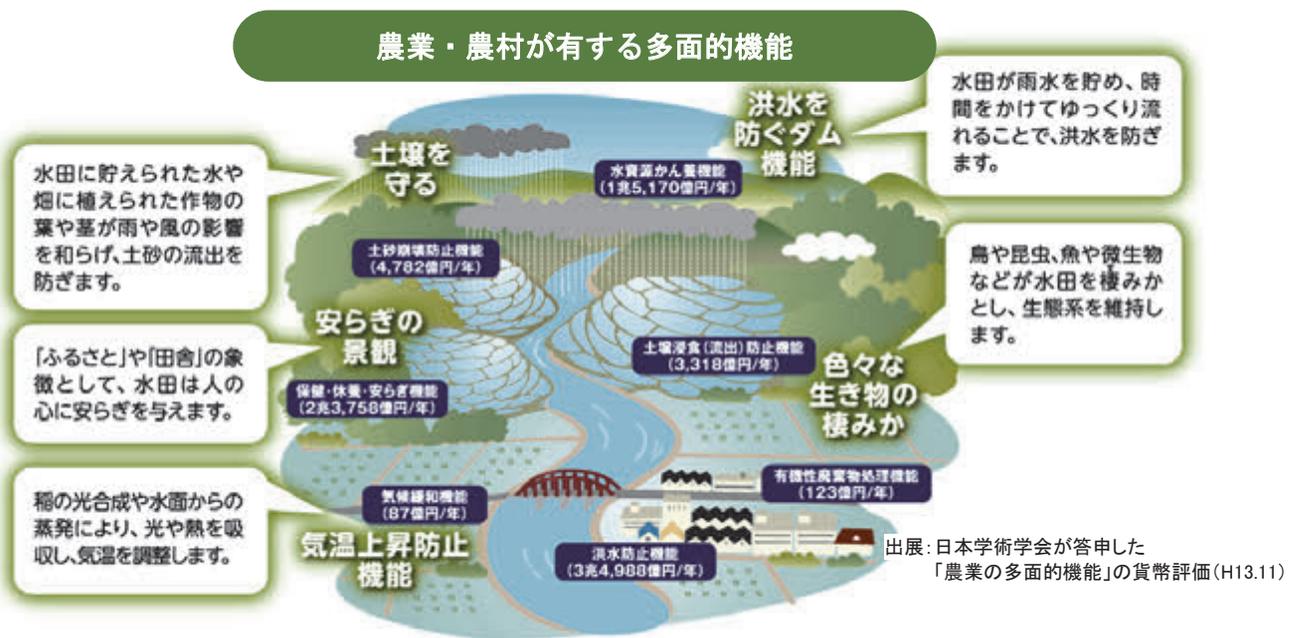
また、広域的な活動組織にすることで事務手続きを軽減することも可能です。

農地面積に応じた支援が受けられます！

交付金は、農地面積に応じて活動組織へ交付されます。なお、農地維持支払は、農振農用地以外の農地についても交付金の対象になっています。（ただし、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農地などの一定の要件があります。）

地域の判断で活動が実施できます！

交付金を活用して、農地のり面の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的保全活動のほか、植栽などの環境保全活動、水路・農道・ため池の補修・更新など、地域の判断で様々な活動が実施できます。



この支援制度・事業をさらに詳しく知りたい場合は、各市町農業基盤整備担当課にお問い合わせ頂くか、「兵庫県多面的機能発揮推進協議会（事務局：兵庫県土地改良事業団体連合会）」のホームページや農林水産省のホームページ（トップページから「多面的機能支払交付金」で検索）を参照願います。

B 土地改良区体制強化事業（施設の診断・管理指導）

1. 事業の目的

土地改良施設の円滑かつ適正な管理を図るため、土地改良施設の診断・管理指導を行います。

2. 事業の内容

兵庫県下の基幹的な農業水利施設の定期的な診断（定期診断）や土地改良区等施設管理者からの要請による診断（要請診断）を行います。

3. 採択の要件

ダム、頭首工、揚水機場、排水機場等の農業水利施設

4. 事業主体

兵庫県土地改良事業団体連合会

5. 事業費の負担率

国：50%、県：50% ※施設管理者の費用負担なし

6. 留意事項

- ①年間 80 施設程度を対象に、定期的（概ね 7 年周期）、または土地改良区等からの要請により、管理専門指導員が診断、管理指導を行います。
- ②おおよそ 2～4 時間の目視中心の簡易診断と施設の日常管理にかかる指導となります。
- ③年間の予定診断数に達した場合、次年度の対応となる場合があります。

7. 事業申請に係る手続き

兵庫県土地改良事業団体連合会へ、所定様式により申請を行います。

8. 相談窓口

兵庫県土地改良事業団体連合会 施設管理課（TEL：078-341-0689）

C 土地改良施設維持管理適正化事業

1. 事業の目的

土地改良施設の維持管理に対し、公的助成措置を講じることにより、施設の機能の保持と耐用年数の確保を図ることを目的とします。

2. 事業の内容

1) 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修

2) 設備改善

災害未然防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の附属設備の改善等

3) 一部更新

管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新

4) 安全管理施設整備 (H 29 拡充)

農業用排水施設への転落事故を防止するための安全管理施設(フェンス等)を計画的に整備

頭首工(扉体)の塗装



整備前

整備後

フェンスの整備

3. 採択の要件

次の1)～4)の要件を全て満たすこと

- 1) 整備・補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること
- 2) ①兵庫県土地改良事業団体連合会が行う施設診断・管理指導の結果、又は②県等が行う機能診断等において、必要と認められた整備・補修であること
- 3) 1地区当たりの事業費が200万円以上であること(安全管理施設整備は100万円以上)
- 4) 土地改良区が実施主体となる場合には、次のア～ウのいずれか1つを満たす(満たすことが見込まれる)土地改良区であること
 - ア 地区の面積がおおむね300ha以上
 - イ 市町の行政区分の単位
 - ウ 職員1名以上の土地改良区(規約等により置くこととされている職員)

4. 事業主体

対象施設を管理している土地改良区、市町等

5. 事業費の負担率

国	県	土地改良区・市町等
30%	30%	40% + 3.3%

土地改良区・市町等の負担 40%のうち 30%にあたる事業費は、加入年度より5ヵ年（安全管理施設整備は3ヵ年）に均等積立し、残り 10%は工事実施年に負担します。
また、事業費の負担のほか、賦課金（運営の事務費）として 3.3%が必要となります。

6. 留意事項

例) 事業費 10,000 千円、H32 年度加入、H33 年度工事実施の場合の事業費負担例

支出	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	計	備考
事業負担金 (積立分) 30%	600	600	600	600	600	3,000	事業費の6%を 5年間負担
賦課金 (運営事務費) 3%	60	60	60	60	60	300	事業費の0.6% を5年間負担
事業負担金 (工事時負担分) 10%		1,000				1,000	工事実施年度に 10%負担
賦課金 (運営事務費) 0.3%			30			30	工事実施翌年度 に0.3%負担
計	660	1,660	690	660	660	4,330	事業費の 計 43.3%

7. 事業申請に係る手続き

例) H32 年度加入、H33 年度工事実施の場合のスケジュール例

H 30 年度 (加入2年前)	適時 3月	兵庫県土地改良事業団体連合会に施設の診断を要請し、施設の診断・管理指導を受ける (P11 参照) 加入希望地区調査
H 31 年度 (加入前年度)	8月 3月	新規加入ヒアリング (~ 10月 地区事業費調整等) 加入申込
H 32 年度 (加入年度)	4月 5月	加入 拠出金 (積立額) 額の通知 (加入年度~5年間のうちで工事実施)

8. 相談窓口

各市町農業基盤整備担当課、兵庫県土地改良事業団体連合会施設管理課

(TEL : 078-341-0689)

D 基盤整備促進事業

1. 事業の目的

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水など、きめ細やかな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産性の向上を図り、意欲ある農業者が継続して農業に取り組めるようにします。

2. 事業の内容

①農業用排水施設整備、②区画整理、③暗渠排水、④農作業道整備、⑤土層改良、⑥農用地の保全、⑦調査・調整（農家意向等に関する調査・調整活動）

3. 採択の要件

- 1) 事業費（工事費）が200万円以上となること
- 2) 受益農地は農振農用地で、受益者数が農業者2人以上であること
- 3) その他、国の活用事業により次の要件を満たすこと
 - ア 過去に国庫補助事業で造成された農業水利施設で、長寿命化・防災減災整備計画を策定すること（国事業：農業水路等長寿命化・防災減災事業）
 - イ 農地中間管理事業を重点的に実施する区域で、農地中間管理機構との連携概要を策定すること（国事業：農地耕作条件改善事業）
 - ウ 受益農地の面積が5ha以上で、農業基盤整備計画を策定すること（国事業：農業基盤整備促進事業）

4. 事業主体

市町、土地改良区等

5. 事業費の負担率

工種	地域区分	国	県	市町等
①農業用排水施設整備、 ④農作業道整備	一般地域	50%	6.5%	43.5%
	中山間地域	55%	6.5%	38.5%
②区画整理、③暗渠排水、 ⑤土層改良、⑥農用地の保全	一般地域	50%	13.5%	36.5%
	中山間地域	55%	13.5%	31.5%

⑦調査・調整については、併せ行う①～⑥の補助率又は定額補助

6. 留意事項

- 1) 農家負担金に関して、公庫から「農業基盤整備資金」の借入が可能となる場合がありますので、詳細は別途ご相談ください。
- 2) 国の実施要綱・要領の改正等により、予告なく事業が廃止されたり、採択の要件や事業費の負担率などが変更される場合があります。

7. 相談窓口

各市町農業基盤整備担当課、又は各県民局（センター）の土地改良事務所（センター）

E スtockマネジメント事業

1. 事業の目的

農業水利施設の老朽化が進むなか、今後のコスト縮減を図るため、施設の機能診断調査や有効な対策検討等を行い、施設の長寿命化のための計画的な補修・更新等を行います。

2. 事業の内容

- 1) 機能診断調査、及び機能保全計画策定
- 2) 機能保全計画に基づく対策工事（機能の向上を図らないもの）
- 3) 突発事故に対する緊急補修工事

E-1 基幹水利施設ストックマネジメント事業

3. 採択の要件

- 1) 県営土地改良事業造成施設のうち、基幹的なもの（末端支配面積 20ha 以上）で、県の作成する実施方針に登録している、又は国営土地改良事業造成施設であること
- 2) 上記2の1) については、県営土地改良事業造成施設であること
- 3) 上記2の2) については、機能保全計画を策定している施設であること
- 4) 上記2の2) については、総事業費が2千万円以上であること
- 5) 上記2の3) については、機能保全計画を策定済み、かつ工事費 200 万円以上であること

4. 事業主体

県

5. 事業費の負担率

国 50 (55) %、県 25%、市町及び農業者 25 (20) % ※ () 書きは中山間地域で、農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合

E-2 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

3. 採択の要件

- 1) 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたものであること
- 2) 上記2の1) については、末端支配面積が 10ha 以上の施設であること
- 3) 上記2の2) については、機能保全計画（簡易様式）を策定した上で、総受益面積 10ha 以上かつ総事業費 2,000 万円以上であること
- 4) 上記2の3) については、施設の劣化に起因すると想定されること、かつ対策費用が40 万円以上であること

4. 事業主体

市町、土地改良区、施設管理者

5. 事業費の負担率

国 50 (55%)、県 6.5%、市町及び農業者 43.5 (38.5) % ※ () 書きは中山間地域

6. 相談窓口

各市町農業基盤整備担当課、又は各県民局（センター）の土地改良事務所（センター）

F 県営かんがい排水事業

1. 事業の目的

基幹的な農業水利施設を対象に用水管理の効率化や省力化を図り、生産性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現を目指します。

2. 事業の内容

- 1) 一般型 基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等を実施
- 2) 特別型
 - ①高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化
 - ②農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による徹底した水管理の省力化
 - ③畑地帯における総合的な整備
 - ④上記①～③と併せ行う、高収益作物の作付面積増加割合や担い手への農地集積・集約化割合に応じて農業者の負担を軽減する助成（促進費）

3. 採択の要件（※国の制度見直しにより内容が変わる場合があります）

- 1) 一般型：受益面積 200ha 以上かつ末端支配面積 100ha 以上であること
- 2) 特別型：受益面積 20ha（中山間地域 10ha）以上であること
- 3) 上記2の2) ①については、高収益作物の作付面積が2ha 以上（中山間地域 1ha 以上）かつ割合が5%ポイント以上増加 等
- 4) 上記2の2) ②、③については、担い手への農地利用集積率が50%以上に向上すること 等
- 5) 上記2の2) ④については、高収益作物の作付面積増加割合が5%ポイント以上や担い手への農地利用集積率が55%以上に向上すること

4. 事業主体

県

5. 事業費の負担率

国 50 (55) %、県 27.5%、市町 10%、農業者 12.5 (7.5) % ※（ ）書きは中山間地域

6. 留意事項

- 1) 施設の新設や改良（機能付加等）を行う場合は、原則として土地改良法に基づく手続きが必要となります。
- 2) 特別型の④促進費（うち、農地集積に係るもの）は、整備計画に定める目標年度までに中心経営体への農用地の集積率及び集約化率に応じて、事業費に助成割合を乗じた金額を助成します。

7. 相談窓口

各市町農業基盤整備担当課、又は各県民局（センター）の土地改良事務所（センター）

G 農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）

1. 事業の目的

老朽化した排水機等の農業用排水施設の整備を行うことにより、施設の有する洪水防止等の防災機能を十分発揮させ災害に強い農村づくりの実現を目指します。

2. 事業の内容

- 1) 築造後における自然的・社会的状況の変化により災害発生・溢水被害の恐れのある水路等の農業用排水施設の改修・新設
- 2) 風水害等によって土砂崩壊の恐れのある箇所における擁壁もしくは水路等の整備（以下、土砂崩壊防止工事という）または水抜工の設置

3. 採択の要件

		受益面積	事業費	その他
県営	大規模	400(200)ha以上	8,000万円(3,000万円)以上 ただし、ため池整備工事と合わせて行うものにあつては、3,000万円以上	
	小規模	200(100)ha以上	8,000万円(3,000万円)以上	
団体営	大規模	20(10)ha以上	800万円以上	
	小規模	防災受益 20ha以上	800万円以上	土砂崩壊防止工事、水抜工、湖岸堤防工事に限る

※（ ）書きは中山間地域

4. 事業主体

県、市町、土地改良区等

5. 事業費の負担率

		国	県	市町村	農業者
県営	大規模	50(55)%	28(33)%	11(11)%	6(1)%
	小規模	50(55)%	29(29)%	14(14)%	7(2)%

※団体営事業の負担割合については未定

※（ ）書きは中山間地域

6. 留意事項

築造後における自然的・社会的状況の変化とは下記を指します。

- ・自然的：暴風、豪雨、高潮、地震、河床の変化
- ・社会的：都市化、混住化等の流域の変化

7. 相談窓口

各市町農業基盤整備担当課、又は各県民局（センター）の土地改良事務所（センター）

農業水利施設の保全に関する問い合わせ先一覧

県民局・センター名	事務所名（管轄の市町名）	電話番号
神戸県民センター	神戸土地改良センター (神戸市)	078-361-8560
阪神南県民センター 阪神北県民局	阪神農林振興事務所 (尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、猪名川町)	079-562-8913
東播磨県民局	加古川流域土地改良事務所 (明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、 小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町、 播磨町)	0794-82-9828
北播磨県民局		
中播磨県民センター	姫路土地改良センター (姫路市、市川町、福崎町、神河町)	079-281-9369
西播磨県民局	光都土地改良センター (相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、 上郡町、佐用町)	0791-58-2218
但馬県民局	豊岡土地改良センター (豊岡市、香美町、新温泉町)	0796-26-3716
	朝来土地改良センター (養父市、朝来市)	079-672-6896
丹波県民局	篠山土地改良事務所 (篠山市、丹波市)	079-552-7419
淡路県民局	洲本土土地改良事務所 (洲本市、南あわじ市、淡路市)	0799-26-2116

兵庫県土地改良事業団体連合会施設管理課
兵庫県多面的機能発揮推進協議会

TEL 078-341-0689
TEL 078-360-6605

農地・水・環境を“まもり”、“いかし”、
未来へと“つなぐ”「土地改良事業」。

「土地改良事業」には「農業用排水施設整備事業」のほか、「ほ場整備事業」や
「暗渠排水対策事業」、「ため池整備事業」等があります。

平成30年3月
発行：兵庫県

編集：兵庫県農政環境部農林水産局 農地整備課
電話番号：078-362-3430